

第 8 回

新町まちづくり計画検討小委員会

平成 16 年 9 月 8 日

第8回新町まちづくり計画検討小委員会 会議録

日 時 平成16年9月8日(水) 午後1時30分～午後4時25分
場 所 村岡町老人福祉センター

出席者

委員会委員(計20名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
吉田 範 明	谷 淵 栄 一	橘 秀 夫
本 城 繁 信	板 坂 公 二	伊 藤 誠
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	岡 田 久 子
井 上 一 郎	井 上 源 一	柴 崎 一 秀
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	中 村 暁
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	村 瀬 晴 好
水 間 徳 子	三 好 忠 男	

幹事会(計9名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
田 野 新 一	中 村 一 治	大 瀧 正 博
吉 田 博 昭	太 田 培 男	米 田 稔
西 村 吉 弘	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局(計9名)

藤原進之助	岸本典明	清水幸信
穴田康成	邊見泰正	田尻幸司
吉村松雄	川戸英明	中村貴志

欠席者

小委員会委員(1名)

香 住 町
上 田 孝

傍 聴 人 18人

第8回新町まちづくり計画検討小委員会

と き：平成16年9月8日(水)

と ころ：村岡町老人福祉センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第9号(継続) 「新町まちづくり計画」(案)について

5 閉 会

藤原事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまからまちづくりの小委員会を始めさせていただきたいと思っておりますけれども、最初に井上委員長の方から開会宣言と御挨拶を頂戴いたしたいと思っております。

井上(一)委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまより第8回の新町まちづくり計画検討小委員会を開催します。

昨日は、大変きつい風と雨の台風で大変でしたが、本日はぱっとしませんが、風も雨も止んで、まあまあ天候になりました。議事の方よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は香住の上田委員の方から欠席の通知をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

それでは規定に基づきまして議長を務めさせていただきます。

議事録署名委員の指名につきましては、会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名させていただきます。

村岡町の西尾高雄委員、香住町、柴崎一秀委員、よろしくお願ひいたします。

これより議題に入ります。

協議第9号、新町まちづくり計画についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 それでは会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。協議第

9号（継続）ということで、新町まちづくり計画（案）についてでございます。新町まちづくり計画（案）について協議するという内容のものでございます。

本日は、お手元にこれから協議していただきます内容を踏まえたところの成文をあらかじめお届けをさせていただいておりますが、きょう御報告あるいはある程度の御理解という前提がございますけれども、御理解の上ちょっとご覧をいただきたいというふうに思います。

現在、新町のまちづくり計画につきましては、これまでこの小委員会あるいは協議会で承認をいただいた内容のものをもちまして、今日まで県との事前協議を進めてまいっております。その中で、各部局におきまして、それぞれ所管する箇所の協議がなされているわけがございますけれども、それぞれの部署でこれから御報告させていただきます箇所の文言等の訂正がございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

なお、県の指摘事項以外に、実は斎場につきましては、これまでの町長会におきまして、将来的には新町の住民が一体的にできる施設の必要があるという観点からもちまして、斎場に係ります記述が変更になっておりますので、それらを合わせまして御説明をさせていただきたいと思います。御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

また、本日は財政計画につきましても御説明申し上げたいと思いますけれども、このことにつきましては、まちづくり計画の 財政計画のところ、歳入歳出の各項目にわたって、その考え方は既に御確認いただいております。そういったことでそのような考え方、確認をいただきました考え方と、それから財政計画をいたします上で、県との一定の前提条件がございます、それらの各要件に沿った形で作成したものでありますので、これについても御説明をさせていただきたいと思いますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

それでは詳細につきましては、担当の穴田の方から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

穴田係長 失礼します。新町のまちづくり計画の案ということで説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

前回第7回で、県民局の各部局での修正追加ということで報告させていただきました。県の各事業等を掲載したものでございます。今回は、県庁の各部局等で修正変更ということで、新町まちづくり（案）に対して意見がありましたので、御報告させていただきたい

と思います。また、先程もありましたけども、町長会と幹事会等で確認された事項も合わせて報告をさせていただきたいと思います。別冊になっております本編と合わせてご覧いただきたいと思います。

まず1ページの4行目になりますが、自然公園の指定区域から約6割を占めるというところの字句修正ということで、6割に「達する」というところを「占める」ということに変えております。

それから5ページの9行目になりますが、太い字の生活圏を拡大する幹線交通ネットワークの整備促進というところで、一番最初の「日本海国土軸を形成する」という文章を削除しております。それと同じ行で、地域高規格道路のこれは正式名称ということで、「地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道」ということにしております。

それから7ページになりますが、上から8行目の1ページと同じところですけども、6割に「達する」というところを「占める」というふうに語句修正をさせていただいております。それからおりていただきまして、今度は12行の気候のところですけども、「豪雪地域」というところを「豪雪地帯」ということに変更をしております。7ページの15行目になりますが、文章表現の訂正ということで、現在整備中のというところから全文を修正しております。もう一度言いますと、「現在整備中の地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道の完成後は、大阪方面への高速道路網が拡充され、空港のある豊岡市や鳥取市へのアクセスも改善されるなど、」というふうな形で修正をしております。

それからめくっていただきまして、8ページの4行目になりますが、上から最近5年間でというところで、その前に「国調の」という言葉がありましたけども、そこも削除させていただいております。同じページの31行目、高齢社会基盤づくりの推進というところの最初の部分ですけども、「健康で生きがいのもてる高齢社会の基盤づくり」ということで、この一部も変えております。

それからめくっていただきまして、10ページの4行目になりますが、これも事項の字句修正で、「経営体の強化策」というふうな表現になってますけども、「策」をとらせていただきまして、「経営体の強化」ということに修正になっております。同じページの20行目ですけども、雇用の開発の社会的需要に対応した産業の育成のところですけども、能力開発の機会の充実ということで、その前に「習得」が入ってございましたけども、「習得」をとらせていただきまして、「機会の充実」ということにしております。それから、同じページの23行目ですが、先程の能力開発のところから3行おりていただきまして、

「育児や介護にも配慮した」というふうな文章表現にしております。

それからめくっていただきまして、17ページ、上から3行目、「共通する資源や地域の特性も多く」ということで、「も」という言葉に修正をしております。

それから18ページですが、18ページの上から3行目、語尾を文章を全部揃えるということで、「実施された」というのを「実施されました」ということで揃えております。

それから25ページ、関連計画ということで、21世紀兵庫県ビジョンのところがありますが、その21世紀の兵庫県ビジョン・但馬ビジョンの1行目、「本ビジョン」というふうになっておったんですけども、そこを「同ビジョン」ということに同じという字に変えております。それと同じように、但馬ふるさと市町村圏計画についても、「同計画」というふうな表現、それから但馬地方拠点都市地域基本計画についても、「同計画」ということでこのページではなっております。

それから26ページ、これも同じ語尾にするという、全体的なものですけども、上から3行目、「掲げる」というふうに書いておりまして、そこを「掲げます」と、「まちづくりの理念として次の4つを掲げます」と、丁寧な表現に修正になっております。それと、もう一つおりにいただきまして、将来像のところですけども、「将来像を以下のように定めま

す」というふうな丁寧な言葉に修正になっております。

33ページ、28行目になります、(2)地域コミュニティの活性化ということで、この「目が行き届き声をかけ合える」というところの表現を削除しております。

それから、34ページの30行目、一番最後から2行目ですけども、交流を積極的に進めるため、「交流環境の条件や整備」というところを「交流拠点の整備」というふうなことで、ここはルネッサンスに関係してるところの表現に合わせさせていただいたということになります。

それから36ページの表の中に、ルネッサンスのところ、の都市との連携・交流の推進の頭に「香住海岸ルネッサンス計画の推進」ということで挿入をしております。

37ページ、学校教育の充実のところ、トライやる・ウィークのところがありましたけども、ここの表現を、「地域社会をフィールドした「トライやる・ウィーク」や山や海に学ぶ自然学校の推進等の体験学習」というような表現に訂正になっております。

それと39ページ、同じところで、表の上から3行目なんですけども。学校教育の充実というところの上から3行目、「自然学校「トライやる・ウィーク」等の体験学習の充実」というような表現になっております。それから、その同じ表の2行おりにいただきまして、

高等学校等の学級維持のことにについて表現が変わっております。「特色ある高等学校教育の展開と地元高等学校への進学促進による学級数の維持」という表現になっております。

それから40ページの(2)の児童福祉・子育て支援の推進というところの表現で、先程39ページの特色ある高等学校教育の展開というところで、特に県等の御意見では、高等学校の学級数というのは、あくまでも生徒数の増減で確定するものであるもので、ここで学級数の維持というふうなことは表現としては適切ではないということがありましたので、事務局と、それから幹事会等で練らせていただいて、地元の高等学校への進学促進、それによつての学級数の維持ということにさせていただいております。40ページの23行目ですけども、(2)の児童福祉・子育て支援の推進というところで、ここで「企業等の理解を得て、育児休暇等の制度が活かされる地域づくりに努め」というところを、後段でも出てまいりますので削除ということで訂正になっております。

それから41ページの(6)健康づくりの推進のところ、2行目になりますが、「新町の健康増進計画のもと」というものを入れております。健康増進法に、これは努力義務として町に規定されているということがございまして、積極的に策定するよふというふうなことがありまして入れております。

それから45ページに、牛関係なんですけども、農業の部分で真ん中あたり、「とくに、新町は但馬牛の生産拠点である点を活かし」というよふな表現に訂正になっております。

それと46ページには、23行目、林業のところ、これは文言修正ということで、林業のところの上から5行目ですね、「林業の活性化を図る一方」ということで字句が修正になっております。

47ページが、上から7行目ですけども、ここの表現の修正ということで、「環境創造的な企業誘致」ということになっておりましたが、「環境を活かした企業の誘致」というよふなことで修正になっております。同じページで、47ページの31行目のところですが、下から4行目ですが、そこに「海水浴」というよふな文言も修正が追加されております。そして、同じところで1行上がりまして、「そこで、新たなスキームを構築するなかで」というところを、すべてそこら辺の頭の方が変わってきております。「また、新たなスキームを構築するなかで」というよふなことで修正になりまして、一番最後の「また」というところが今度は「さらに」ということになったというよふな表現です。そして、めくっていただきまして、上から4行目、「さらに」という言葉が「加えて」ということになりまして修正になっております。

それから50ページの表の中ですけれども、主な県事業ということで、農林水産業の振興の上から3行目、「海岸環境整備事業(香住漁港)による香住海岸ルネッサンス計画の推進」ということで、そこが訂正及び追加になったところです。

51ページの8行目ですが、ここで「土地区画整理」ということで、また、住民生活の利便性、快適性、安全性の向上に努めというところですが、その後「土地区画整理」という言葉があったんですけれども、ここを「市街地整備」ということで文言の修正になっております。同じページの(3)の市街地形成の充実というところの上から2行目、「土地区画事業」というのも、正式名称の「土地区画整理事業」というものになっております。

それから52ページでは、(5)の景観形成の推進のところ、風景形成地域というのがございますが、もう既に指定済みですので、「充実させるとともに」というふうな表現になっております。それから、その後の2行を見ていただきますと、屋外広告物や公共標識などの景観との調和を図るためということで、サイン計画のことについて記載がありましたけれども、前の表現ではサイン計画を県がしているような表現になっておりまして、ここも町が主体となって県と調整して策定、推進するというような表現に変えております。52ページ、同じページの20行目ですけれども、(6)の情報・通信体系の整備ということで、ここも県の方から表現の修正がありました。「教育、行政、福祉、医療及び防災等の高度化、ニーズの多様化と合わせて、民放テレビ・ラジオの難視聴の解消、携帯電話等の不通話地区解消」というような表現になっております。

隣の53ページの表の中に、の市街地形成の充実というところがありまして、その一番下の行に地籍調査事業の推進ということで、ここに事業が追加されております。同じ表の中で、先程の情報・通信のところと同じようなことで、の情報・通信体系の整備ということで、上から3行目、「携帯電話等の移動体通信のエリア拡大対策の推進」ということ、それから「民放テレビ・ラジオ難視聴対策の推進」というふうなことで、ここも修正になっております。

54ページが、一番最後の方ですが、斎場のことについて変更をしております。斎場施設の整備ということで、「斎場施設は、老朽化や新町における住民が一体的に利用できる施設とする観点から、早期に新たに整備するよう努めます」というような表現で全文修正をしております。

それによりまして、55ページの施策と主要事業の一覧のところの が文章表現が変わっております。は「斎場の運営」ということになっておりましたが、「斎場施設の整備」、

合わせまして主要事業についての「斎場施設の整備」というようなことに修正をしております。

56ページは、自然環境の保全・活用のところの下段、新町はということで、「新町は、」という言葉を入れておられます。同じページの12行目ですが、自然公園等の保全と活用というところの2行目あたりですが、「貴重な自然環境の保全に努めるとともに、豊かな自然を活用した事業を展開します」というような表現、この表現はルネッサンス計画等の表現をここにしておるといふような意味でございます。

それから57ページで、自然環境の保全・活用の一覧表の中にも、自然公園等の保全と活用の中に「香住海岸ルネッサンス計画の推進」ということでそこに載せております。

次、58ページですが、(1)の行政改革の推進・行政サービスの向上というところで、地域自治区を設けるということで、ここに新たに「地域の住民意見を行政に反映し、行政と住民の連携を強化するため「地域自治区」を設けます」ということで、そこに文章を継ぎ足しております。

それから59ページは、文言修正ですけども、最重点課題事業の取り組みというところで、真ん中に「その中で、特に各町が最重点事業としている以下の事業について」ということで文字の修正をしております。前は、「取り上げて」というような表現になっておりましたが、ここは「取り上げて」をとるようにしております。

以上で新町まちづくり計画の説明は終わります。

それでは続きまして財政計画のことについて、御説明をさせていただきます。

本編の61、62ページに記載しております財政事情につきましては、前回7回の小委員会で確認をいただいておりますので、省略させていただきます。この前提条件に基づいて算出した額が63ページの表でございます。歳入歳出それぞれ科目の説明に入ります前に、策定に当たっての考え方を若干説明させていただきます。

この財政計画は、上水道等の企業会計や国民健康保険事業の会計なんかの特別会計を除いた、いわゆる普通会計の合併後の10年間の収支を推計しております。そして、県との財政計画のヒアリングは一般財源ベースで行ってまいりました。今回お示ししている財政計画につきましては、過去の決算額に対する一般財源の割合をもとめまして、その数値で割り戻した額ということを基準にしながら、各項目で事業費ベースとして算出しております。

では、歳入歳出それぞれの主な科目につきまして、説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、今後の町の財政運営に当たりまして、地方交付税が影響が大であります。地方交付税の額の変動によりまして、今後の財政運営がもっと変わってまいります。3町におきまして、自主財源の歳入の占める割合は約4割ほどに達しております。

まず初めに、地方交付税について述べさせていただきます。この地方交付税の中には、普通交付税と特別交付税が含まれておりますが、普通交付税につきましては、平成16年度の普通交付税の本算定の額に基づいて試算をしております。この普通交付税の中に、合併に伴う特例として合併算定替えと申しまして、合併後10年間は従来の3町の基準に基づいて算出した額を保障し、またさらにその後5年間にわたって段階的に減額するという措置がございますので、その考え方に基いて試算をしております。また、合併直後の臨時的経費に対する財政措置として、普通交付税へ5年間、そして特別交付税へ3年間、それぞれ一定額が加算されるということがありますので、その額を見込んでおります。

他の歳入科目であります、地方税や地方譲与税、交付金等でございますが、これらにつきましては、過去の決算額等を基に推計しております。その中の多くの科目で同じ額が何年も続くというような結果になっておりますが、県等のヒアリングは最終4回受けたわけですが、そこで協議を重ねる中で、今後の見通しがつきにくいこと。そして、明らかな増減理由のないものにつきましては、現行のまま推計した額をそのまま計上しておくというような指導によりまして、このようにしております。

次に、地方債、いわゆる借金でございますが、通常のものとは現在の財政制度によりまして臨時財政対策債、また減税補てん債というふうに合併特例債等も加味しております。

次に、歳出でございますが、まず人件費ですが、合併に伴います特別職の職員、いわゆる町長さんや助役さんでありますとか、議員さんや行政委員の数の減少、そして合併後の退職者の補充を抑制するといったような定員適正化計画を策定することによる一般職の減少を見込んで試算しております。

次に、物件費、事務事業に対する経費でございますが、合併によりまして事務事業の抜本的な見直しによる削減を見込んでおります。

補助費につきましては、公立八鹿病院等の負担金、または各種補助金を見込んでおります。

積立金につきましては、合併特例債を利用した基金造成と財政調整基金の基金を見込んでおります。合併特例債を利用した基金造成につきましては、24年度に16億円を予定

をしております。新町では、当分の間、非常に厳しい財政運営が予想されるんですけども、24年頃には財政運営も安定すると考えられたるため、その時期に基金造成を想定しております。

投資的経費につきましては、健全な財政運営を展開する上での本来歳入に応じた投資的経費の主なものを計上しております。つまり歳入から人件費等の経常的な歳出科目の必要額を差し引いた額ということで、その年度の投資可能な財源として見込み計上しております。その他の歳出項目につきましては、過去の実績に基づいて見込んでおります。

以上で財政計画につきましてはの説明を終わらせていただきます。

井上（一）委員長 説明が終わりましたが、中身を大きく2つに分けて議事を進行したいと思いますので、初めの方の文言の修正のありました部分につきまして、まず質疑を受けたいと思いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

なお、発言に対しては、町名、氏名を述べてから御発言ください。

質疑ございませんか。御意見も含めてお伺いしたいと思います。

柴崎委員。

柴崎委員 香住の柴崎でございます。46ページの農林水産業の振興のところの の水産業の関係でございます。46ページと、それから同じく49ページの施策名のところの 農林水産業の振興と、これも関連をいたしますので、質問というよりは意見として述べさせていただきたいと思いますが。

このまちづくり計画っていうのは総論的なものでありますから、基本構想というふうな感じのものだと思いますけれども、これに基づいて新しいトップの下で総合計画がつくれ、そして実施計画がつくられるということになると思いますけれども、総論的とはいいいながら、ある程度やらないかんことについては、具体的なものの中にはいろいろ入っております。そういう中で、水産業の振興で特に香住町並びに津居山から浜坂に至ります県北の水産業、例えば水産加工業の振興という観点から、今この産業の一番課題となっておりますのが残渣処理の問題でございます。これは今、水産加工業者が柴山、香住両方合わせて約100件ございます。津居山から浜坂に至るエリアを束ねますと相当大きな水産業、地場産業でありますし、新しい新町におきましても一番柱になる、我々町民が頼っていかないといかん基幹産業だろうと思います。

そういう意味で、この産業で一番今悩んでおりますのが内臓の処理の問題でございます。現状は、御承知のように境港に最終的には持って行って処理をしております。すべて陸送で、まず凍結しておいて、凍結したものを境港に持って行って処理場で処理をしていくと、こういう体制でやってまいっておりますが、いつまでもこういうことが続くとは考えられません。つまり公の施設でなくて民間の施設でやっておりますので、先方の都合によって、いつ受け入れがだめだと言われても仕方がない状況の中で、そこに頼ってやってるわけなんです。二百数十億の産業であります水産加工業が一番肝心なところのネックをそういったところに頼っているというのは、非常に危険きわまりない状況でございます。真剣に考えると本当にちょっと怖いというのが実態であります。

そこで46ページの上からずっと書いてあります、流通拠点としての機能の強化、生産・販売体制の充実に努めますというように書いてあるんですが、この中に全部入ってるよと言われればそれまでですけども、私ども漁業者並びにこの3町で一番大事なポイントとして、ある程度具体的にこれは表現をしておくべきだろうなというふうに考えておりました。先日も、ある会合の中で、新しい3町のまちづくり計画の中でそういうふうな処理場の問題というのは1個も書かれてないじゃないかと、あるいは表現されておらないというふうなことが出まして、なるほどなあ、やっぱりそういうことは書いておかないかなあというふうに思いましたし、またそうしておくべきじゃないかと思えます。最大の課題だというふうに思えます。従って、その文言を、いわゆる先程申し上げましたように、きちっと表現をしていただくというのが1つ。

それから同時に、49ページの四角で囲んであります産業振興と雇用確保の農林水産業の振興の中に、上から10行目、水産物の流通拠点機能の強化という表現がしてありますが、その後ろの方に残渣を円滑に処理するシステムの確立というような表現が、あるいはまた別の表現で具体的にこの中にも、主要事業の概要の中に、是非ひとつ書き込んで取り上げておいてほしいというふうに思っております。

今、水産加工業の組合員さんは、非常に内容的に各企業が体力を今消耗しております、ややもするとそういった現象がそこに表面に出てきて、大変なことになりつつあるなあということを感じております。そういうふうな企業が入った加工組合でありますから、組合自身が今まで町から委託をされて運営をしておる処理場がございますけれども、今の状況では、カニ殻の処理についてはやっておりますけれども、新しく設備を整えて自分の力でやろうというのは、まずほぼ無理だろうというふうに思えます。従って、行政が支援の手

を差し伸べながら、それを引っ張っていったいただかないと、非常に大事な産業がどん詰まりになってしまうというふうな状況にあるわけです。そういう意味で、是非事務局の方で表現は全面的にお任せいたしますので、46ページの1行、2行の後の、あるいは49ページの10行の水産物の流通拠点機能の強化並びに点々というような形で挿入をしていただけたらというふうに思います。

けさも、香住町役場で香住町とそういったメンバーで協議をしておりましたけれども、全員やっぱりそれは入れておいていただいた方がいいだろうということで、皆さんの合意をいただいております。是非この協議会のまちづくり計画の委員会におきましても御賛同いただきまして、挿入をしていただけないかというふうに思います。以上であります。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 ただいま柴崎委員さんの方から具体的な御指摘とございますか、御意見をいただいておりますけれども、若干、それらに関係します内容の記述が他のところでちょっとさせていただいております、もし、そちらの方でただいまの御意見がある程度解決できるようなことになるとしたら、それでいかがかと、御検討いただきたいと思いますが、54ページをちょっとご覧いただきたいと思います。その中ほどより、ちょっと下の方の(3)で衛生環境の充実と美化運動の推進の項がございますが、1行目の後段の方から、農林水産業における堆肥や残渣等の地域資源循環活用システムの導入を促進しますという表現の箇所もあるわけでございますが、これがただいまの御意見と意味するところが違うということであれば、また検討の余地もあろうかと思いますが、その辺でちょっと御検討いただければというふうに思います。

ただ、この(3)に関係します具体的な施策、主要事業の概要が55ページに記載してあるわけでございますけれども、先程残渣を処理するシステムの確立というような一つの案の御提案があったわけですが、そういった内容に関します主要事業の概要というのがこの中にございませんので、もし入れるならば、ここにそういったことを入れるかということをおもっていただいておりますけれども、この辺について各委員さんの御意見がいただければというふうに思っております。

井上（一）委員長 柴崎委員。

柴崎委員 今回の局長の説明は、ある部分はそのとおりだと思いますが、54ページの表現というのは、あくまでも生活環境という観点からこういう表現がなされたわけでありまして、私は、やっぱり産業振興という関係から、視点をこれは強くやっていかないといかんだらうと思いますし、今現実にとそれで困ってるんですね。将来どうしようかということで非常に悩んでるわけです。自分たちの力がないし、かといって、これはほっておけない。現状非常に危険な状況の中で、綱渡りのような操業をやっているという状況にあるわけなんですから、非常に優先順位というふうな、いわゆる焦眉の急でありますし、しかも緊急を要することだらうというふうに理解をしておりますので、これは46ページの表現と、それから先程申し上げました農林水産業の振興のところの水産物の流通拠点だけじゃなくて、そのことを僕は強くやらないといかん事業だなというふうに思います。しかも、これは香住町だけじゃなくて、但馬北部の非常に大事な、県が本当は主体となってやっていただいてもいいぐらいな事業だなというふうに思いますが、ただ、香住町が新町の旗を振っていかないと他も応援してくれませんから、そういう意味では、是非上げおいていただきたいと。意味が違うというふうに考えますので、ひとつよろしく御理解をいただきたいと。思います。

井上（一）委員長 吉田委員。

吉田委員 ちょっと柴崎さんに聞いた方がいいかもわからないんですけど、基本的に今、香住にそういう施設があると先程ちょっと言われてたんですけど、それはなぜ活用できないんですか、もう施設的に古いんですか、その辺ちょっとわからないんでお聞きしてみます。

柴崎委員 施設そのものは、町が余分な補助金を使いながら設置をいたしてます。その運営を水産加工業協同組合が任されて、町から委託を受けてやっています。できましてから30年ぐらいですか、そこの詳しい方誰かいるかわかりませんが、相当老朽化しております。実際に稼動しておるのがカニ殻の処理だけです。それ以外のものがてんぷら方式という方式でやっておりましたけれども、技術的に非常に未熟でありまして、あちらは業者が言っておったんですが、てんぷら方式ですから水分は飛んでます。揚げられたてんぷらも、肥料とか飼料として買うから設置してくださいということで、かなりの人たちが視察しまして、視察したところでは、いいのかなあ、どうかなあという半信半疑だったわけですが、

結果としてそれを設置いたしました。当初しばらくかかったですけれども、業者の言うとおり若干買っていただきました。しかし、大半飼料や肥料として使えない状況で、つまり油で揚げますから、油を抜かないと使えないということですね、飼料としても肥料としても。そういうような技術的な未熟さがありまして、実際では使っておりません。そういうことで、やむを得なく境港の処理に頼っておるという現状であります。

ですから、この現状を何とかしないといかんというふうに思うんですが、いわゆる金かさのかかる仕事でありますから、多分個人の力では、一組合の力では、まず無理だろうというふうに思います。彼らも半分ギブアップしてますから。そうすると、やっぱり行政がしてあげないといかんと思います。美方町さんが牛のし尿処理場なんかを何億かけてやっ
ていらっしゃる。そのことを考えますと、やっぱり重要な産業としての施設でありますから、やはり同じような視点からしてあげないといかんと思いますし、現実非常に困っている、そういう状況であります。もっと詳しく説明される方があったら、説明してあげてください。

井上（一）委員長 吉田委員。

吉田委員 逆に施設的にはいけるんですか。今言われてるのは技術的にちょっと未熟だとか、そういう。

柴崎委員 原則的にもうだめなんです。

吉田委員 施設的にもう老朽化しとって、新しくこれ建てないかんという状況だということですか。わかりました。

井上（一）委員長 はい。

吉田委員 どこまでお話ししていいのかわからない、ちょっと自分自身悩んでるところなんですけど。現実としていろいろと私のそういうことを調べた中で、基本的に多分技術的なものもあるでしょうし、採算面がかなりあって、今委託してでも境港ですか、そちらの方に持っていかれた経過もあると、このように思っとして、けど、現実

的にはその辺が残渣として出てくる。また、それはリサイクルで受け取るべきものだと、このように思うんですけど。ある面では、ごみ問題に近いものがあるんですけど、基本的にどこまでの話やと思うんですけど、経費の問題と、そういう問題をどこまで考えるのか。また、町内の中で本当にそういう産業廃棄物ですか、そういうものを処理していくのかというふうな、いろいろな観点を考えていくことができるか、また逆に言えば、今ある香住の部分がある程度改造すればできるのかどうか、その辺もちょっとよくわからないんですけど。どちらにしても行政が取り組むべき問題ではあると思うんですけど、かなり厳しい問題が出てくるんじゃないかなあというふうな個人的な見解はちょっと持ってます、それに関しては。

井上（一）委員長 柴崎委員。

柴崎委員 技術的な問題もあると思いますし、それから資金の問題、この両方あると思うんです。現状で完璧なもの、安い金で完璧な方法というのはないと思います、現段階で。しかし、ある程度金額が投資をやれば可能だというふうに思っておりますが。これは今、吉田議長がおっしゃったように、ちょっと私はよくわからないんですが、非常に大事なことだと思いますよ。こういったことをどうして美方のし尿処理場がよくて香住がだめなのか、私には理解できませんし、むしろ他の地域は積極的にやっています、こういうことは。むしろ香住町の行政が一生懸命やってくれています。やってくれてるんですけども、現状課題が出てきてる。課題が出てきてるんですけども、やらないかんとすることも理解していただきたいんです。それで新しい新町になるんですから、きちっとそのあたりを我々町民、加工業者も行政も押さえておかないといかんというふうに思っております、本気でやろうしていただいと私は理解をしておりますけれども、ここできちっと確認をしておきたいというのが現状であります。

井上（一）委員長 村瀬委員。

村瀬委員 副という立場ですので、控えとこうかなと思ったんですけど、今、柴崎委員の方からもいろんな説明があったと思うんですが、これは確かに香住町の水産加工業者にとっても大変な課題でございまして、当然これは漁業者が一体となって歩まなければいけ

ない問題であろうと。その具体的なことが入った場合に、前段で皆さんにそういう今の背景的なことを少しお話ししておく必要があるのではなかろうかと。これは将来的なことも含めてだと考えております。

この前マスコミで、いわゆるイワシをもうとらないと、水産庁の方からイワシをとっちゃだめですと。これは資源の枯渇がすごいスピードで進んでると。そういった中で、日本海ではゼロだというふうなことまで取り上げられております。これは、イワシっていうのは確かに人間が食うんですけども、実はこれ魚が食うわけですね。つまり養殖業のえさになるものがイワシなんですね。このえさになるものが、いわゆるとれない、確保できないというのが今の実態なんです。これは当然養殖のというものが一般的になっておりますけども、全国レベルからすると、この養殖業というのは最終的には全部なくなるんじゃないかと、それはえさがいないから。従って、いつかはそういう時代が来るわけがございますね。だから、自分たちが今持っているものをいわゆる残ったものを処理するというところだけの考えではだめじゃないかなと。そういったものに少しでも充てていくんだと、そういうえさの需要ということが必ずあるわけですので。どういうものがとれるのか、どういうものをじゃあ我々は外から入れてきて、そういったえさとしてやっていくのかということも含めて、そういった処理の問題というのは僕はこの町には必要じゃなかろうかなというふうに思います。従って、既存のものがいわゆる能力が頭打ちを食らってるというのが実態でございますし、これから他の町に先駆けてやっていくとするならば、そういった将来的な考えも含めた中で、何かそういうものを具体的に明記するようなものを準備していただけたらなというふうなことで、この柴崎委員の御提案に解釈しておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

井上（一）委員長 今の柴崎委員の発言についての御意見はありませんか。

谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。私は柴崎委員さんの言われる、これが何かわからんですけど、町が施設を委託しとるわけですか。

柴崎委員 そうです。

谷淵委員　そういうことですね。しかし、出るものは産業廃棄物ですわな。原則からいけば、産業廃棄物はその出した者が処理するのが、これが原則なんですね。それよりもさらに、委託しとって委託するのが町だかどうかその辺はわからんのですけども。そうすれば、同じような施策が村岡町あたりでも肥料のものとか堆肥センターが経費取られるんです。それが厳しい中にも、町費は少ないようにして堆肥センターを利用される畜主と。それからもう1点は、販売、加工、あるいは中の方々の問題点で、最小限度に食いとめれるように努力しとるわけですね。そうすると、香住町だけ、こういうわけいかんと思うんです。そうなりゃ、そういうものがあるしね。原則的に産業廃棄物はそので出した者が処理せなきゃいけない。しかし、続ける産業にというので、やっぱり同じように我々も町費を出して、できるだけ抑えるというわけでしょう。そして、販売価格をどうせいとか、あるいはこうせとか、あるいはもっといいものをせないけんだないかとかいう、やっぱりそういう努力も私はしてもらわなければ、ちょっとなかなかこの問題をはいそうですかというわけにはいかないような感じがいたします。

井上（一）委員長　柴崎委員。

柴崎委員　これは恐らく行政の姿勢の問題だと思うんですね。これを産業廃棄物だから、いわゆる出す人の責任において処理すると、これは原則的にはそのとおりであります。ただ、それが業者に力のある間は、それができたんですね。それと香住町の場合も、経営努力を最大限にやとるわけなんですね。カニ殻は結構いい値で売れてますし、そして内臓についても中国あたり、あるいは韓国あたりでも、アヒルのえさとしていつも結構いい値で売れてたんです。ところが円高になっちゃって、それが採算とれなくなると。いわゆる独立採算が非常に難しくなると。その赤字については、加工業組合が全部持ってきたわけです。ですから、補助というのは建物を建てる段階では、これは町はいろんな助成金の施策のメニューの中から適用して、そして自主財源、加工業組合の財源を合わせながら設置をしたという経過があります。ですから、運営については独立採算でやっておりますから、鋭意頑張っていると。それもやはりできる製品と、それからああいう飼料の需給バランスの問題がありますから、非常に難しい状況でありまして、カニだけは、これは非常に成績がいいですので、内臓の方にもカニをちょっと入れて売れば売れるというような状況でありまして、カニをベースにしてやってるとというのが現状であります、議長おっし

やるように、力一杯努力していると思っております。ですから、これからの新しい町の重要産業振興の一つとしてのあり方をどう捉えるかということになるかと思っておりますので、やはり新しい町の非常に大きな頑張らないかん産業の一つとして、行政もちゃんと支援をしていかなければならんと。そういう観点から、ひとつお願いをしたわけでありまして。

井上（一）委員長 香住町の助役さんの方から発言の要請がありましたので、お願いします。

大瀧幹事長 香住町の立場で少し説明を加えさせていただきたいと思っております。

先程から重なるような話になるんですけども、先程出ておりますように、54ページの衛生環境の充実のところでも、農林水産業における堆肥や残渣等の地域資源循環活用システムの導入を促進しますということで、ここでもそのことは謳ってあると思っております。さらに戻っていただきまして、48ページの（4）番の地産地消等地域内連携の推進の中で、5行目の一番後ろから、畜産と漁業の資源再利用による有機肥料生産など地域内連携を推進します。ここでも畜産と漁業のそういうものの連携のことを言っております。そうやって、具体的にはこの2カ所でそういう意味合いも入っているんですけども、柴崎委員の今言われる中では、ここに入ってるけども、さらに産業面、産業振興、水産業振興の面で捉えて、水産業のところにも若干そういうようなことを触れてほしいというような意味合いの意見だというふうに感じております。

そういうことで、最初ありましたように、香住町の現状につきましては、施設はすべてではないんですけど、町が基本的にはつくりまして、水産加工の協同組合に運営を委託しております。委託料は一応受けておりません。全部産業者みずからがやっております。相当経費をかけてやっております。そういう現状の中で、もし水産業振興のところにも重ねて入れるということになりまして、町が施設を設置しますとか、町がするという断定まではあえてする必要はないと思っておりますし、水産業振興の中でそういうものを合わせて検討しなければ、産業振興の実が上がらないというようなニュアンスのことがあったらいいような意見だったと思っておりますけども、そこらのことで意見をいただきまして、若干触れたらいいんじゃないかなあということになりましたら、また少し時間をいただきまして、文言については事務局の中で相談をさせていただいたらというふうには思っております。

井上（一）委員長 助役の方から説明がありました、いかがでしょうか。

先程の香住の助役さんの発言であったように、産業振興の面でもそのニュアンスのある文言を入れさせていただくという形でよろしいでしょうか。その辺、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いろんな御意見があると思うんですが、いかがでしょうか。

中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村です。逆にちょっと教えてほしいんですけども、先程谷淵委員が言われました畜産の堆肥の処理の関係の施設ですね、それをどういふふうな格好で建設をされて運営をされておられるのかというようなところをお聞かせいただきたいというふうに思っております。これが1点。

それと、先程柴崎委員が言いましたように、水産業の関係の流通拠点としての機能強化、その機能強化のうちの一部として、残渣の処理の施設だとか、例えば加工の施設だとか販売の関係だとかいふふうなものは、いろいろ入っておるんじゃないかなというふうに思うんです。先程幹事であります大澁幹事の方から、地産地消等地域内連携の推進ということで、有機肥料生産の地域内連携、合わせて環境の方の関係の残渣の肥料のシステムですか、そういうふうなものが入ってると思うんですが、具体的に機能強化の中でそのあたりのところを具体的に言ったらなんでしょうけれども、そういうふうな問題点もあるということ、このまちづくり委員会の中で、一応きちっと皆が認識をしていただいておきたいというふうな思いが強くあるというふうなことを理解していただきたいということなんです。

井上（一）委員長 谷淵委員。

谷淵委員 中村委員から今の村岡町の堆肥センターの経過を、経過は、国の補助金をいただいて、そして我々畜産農家あるいは耕種農家、皆さん方に出資を出してもらって、それで堆肥のセンターみたいな格好、そういう格好で委託して、そこはやっとなるわけですね。そういう経過の中で、町の持ち出しが余り多くなっても、やっぱり財政が苦しいのでということで、かなり議会でも何とか考えてほしいということで、そうするためにもどうしたらええかということの中で、やっぱり資本金を上げていかないかんということで、また畜産農家にも1回目、2回とまた増やしていく。それから価格はこれはどっと上げてもいいか

ん、できるものをつくってちゃんと回収せないけん。そういう努力をしておられるわけですね、現実には。そういうことを村岡町自身はやってますので、これ委託料は払ってないと言うけども、だから委託料払ってないから、それはわかるんですよ、意味は。ただ、私はそういうものに対して村岡町が堆肥センターに対する努力によって、一つの企業が成り立つ。勝ち取ろうという努力しとるんですよ。

私がおもう1点お聞きしたいのは、これは私的で申しわけないですけど、私ごとで申しわけないですけど、産業廃棄物はその出たところがそこが責任を持つんだと、これが産業廃棄物の本質だと私は思っています。ですから、例えば、私とこなんかISOの14001をとろうとすれば、その間に700万も要るんですよ。そうしても環境に優しい、あるいは環境をどうしなきゃいかんと。9004はとったけど、14001をとろうと思ったら700万ぐらい要るんですよ。その上に規制がきついです、環境に易しくせないかん。私は、恐らく今こそ香住もそうになって、それが当面で環境に優しいという今の姿勢からいえば、私はISOの14001ぐらいをとってでも堂々とやるようにしなかつたらいけないと思うから、産業廃棄物はその出たところで処理されるのが本来の姿ですがと言うのです。以上です。

中村（暁）委員 美方町にもあるんですか、堆肥センターあるんですか。堆肥肥料センター。その関係をちょっと教えてください。

吉田委員 今、美方にもあるのかというようなことだったんですけど、美方はいろいろと議論をした結果、つくるといふことでされました。それも今の形態を言ったらいいと思うんです。要するにどういう運営しているか。基本的には、組合をつくっていただきまして、そこに委託管理をしていただいとるという中で、そこできちっとした形でやっていただく委託料という形では出したんですけども、しかし、一つはこの目的の中に、要するにそれを核にした有機のまちづくりをしようと、こういうことがありましたので、それをもっと言えば、堆肥生産をしたものを使っていただくという、町民も合わせて。だから、それをとりあえず向こう3年間全量買い取りという形でして、それを普及させていくというスタイルで今出しているというところでございます。

井上（一）委員長 他の方の御意見はありませんか。

今の問題、産業面でも入れとくという形で、文言は事務局に任せるとして、そういうことを入れるということによろしいですか。それとも、もうそういうことはある程度出とるので、よろしいという形でいくのかという部分、それらがあると思うんですが。いかがですか。

吉田委員。

吉田委員 美方町の吉田です。基本的には、産業面での振興という部分で必ず必要だということになれば、基本的にここにあることは入れてもいいと、このように思うんですが、しかし、その中で一番お聞きしたいのは、じゃあそれを具体的にどういうふうにしていくんだということがどこに書かれてるのかなあということを見た場合に、基本は文言だけではなく、最終的にはそれも考えていただきたいというのが本音だと思うんです。だから、その辺をどういうふうにもこの中に表現されてて、またそこにそういう主要事業の概要の中に謳われているのかどうかをちょっと事務局の方にお聞きしたいと思うんですけれど。

例えば先程の54ページで、仮に地域資源循環活用システムの導入を促進しますということになれば、そういうシステムの導入ということは、どういうものなのかということがここに、例えば55ページの の中にそういうことが含まれているのかいないのかというふうなことも出ておこうと思っておりますし、その辺どういうふうにお考えになっておるのか。だから、基本的には入れることはやぶさかではないんですけれど、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

井上(一)委員長 事務局長。

藤原事務局長 今、吉田委員からありました関係で、例えば54ページの関係につきましては、先程もちょっと出ておりましたけれども、大きな項目が生活環境の整備・充実ということで、ある程度その残渣のことも謳っておるわけでございますけれども、55ページの施策ですとか主要事業、特に主要事業の概要のところには、ごみというような表現、それから4行目には地域ぐるみの公園化というようなことや環境美化ということでございますので、先程から柴崎委員が発言されているような内容については、主要事業の概要のところには、特に明記してございませんので、先程委員長がおっしゃられておりますように、あえて産業振興面、特に水産業のところ、そういった振興施策的なことも追加する

ということでありましたら、ここに適当な文言を時間をいただいて考えさせていただいて、49ページの主要事業の概要のところにも、先程御提案いただいたような案を参考にしながら、ここについてもフレーズを考えた中で、改めて御相談させていただくということになるかというふうに思っております。

井上（一）委員長 事務局長の説明でよろしいですか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。今いろいろ聞かせていただきました。確かに放置することではないというふうに理解はいたします。しかしながら、この49ページの中の農林水産業の振興、ここで漁業経営体の強化という項がございます。それから水産物の流通拠点機能の強化、先程副委員長おっしゃっておられましたけども、こういうふうな項目がございますので、私は特段今出てる件だけを別項目で載せる必要はないと。例えば美方、村岡でやってる、先程から出ております堆肥センターにつきましても、じゃあ堆肥センターをどうのこうのという項目はございません。もう少し拡大した理解の中で、漁業にしる、あるいは農林業にしる、やはり町の施策としてやっていくべきだろうというふうに私は思います。

井上（一）委員長 他にございませんか。

朝倉委員。

朝倉委員 美方の朝倉です。私はその問題について今、新たに気持ちをしたわけですけども、谷淵委員の言われておられましたような、産業という面でのそれを新たに引き上げるという部分では、いろんな問題も、基本的な部分でもあろうかというふうに思うわけですけども、54ページに堆肥と残渣というふうなことが謳ってある中で、やはりこれから先の施策としてはしっかりと考えていくべき問題ではあるだろうというふうに思います。そんな中で、やはり堆肥、残渣というふうになったのであれば、54ページの中の産業という部分に繋がるとしても、その部分でなしに、今ここに書いてあるような衛生環境ですか、こういう部分で新たに55ページの の箱の中に何かそれなりのと、こう入れてもいいんじゃないかなというような気はいたしておりますけど。

井上（一）委員長 今の問題、何らかの形でもう一言文言を入れるという、そういうことでよろしいですか。

はい。

石垣委員 村岡町の石垣です。実は川の漁業組合の方でも、結局今、施設があるところがもうかなり老朽化しとると。ちょっと機械等がもう老朽化して1年ほど休んでおりましてね、そのときは恐らく境港の方に行ったんと違うかなと。また、聞くところによると、施設はいろいろと機械を修理して今、加工しとるといことのようにですけども、しかし、古い施設ですから、あの辺がちょうど釣り場になつとるわけです。一般のよそからも大勢来る。においが厳しいですわ。だから、漁業組合としたら、やはりどこかもうちょっと近代的な施設にしてほしいなというのが偽らざる心境で、組合の役員会でもそういう話が出ます。

それともう一つは、影響、汚水は流さんということでしたけども、施設も古うなってますんで、やはりちょっと河川も、ちょうどアユの産卵場所ですのでね、やっぱりきちとした施設にしてほしいなというのが川の方の漁業組合の意見でして、ただ、水産加工が山陰では非常に大きなウエート、かなりの量をされるんで、やっぱりその間は処理はどこかできちとしたものをしてもらう必要があるというふうに私は思います。できたら今の場所より違った箇所の方がええかなということで、割合と釣り客からは、釣りに来る人はどうも今のところはええみたいですわ。だから、どこかで今度はやってもらえたらなというのが我々の川の方の組合の考えです。以上です。

井上（一）委員長 橘委員。

橘委員 香住町の橘です。54ページと55ページですね、54ページの方には（1）（2）（3）というふうに書かれておりますけども、55ページでは表になっておりまして、 、 、 というふうになっております。恐らくこれは関係があると思うんですけども、3番目の（3）のところ、上から2行目に農林水産業における堆肥のというような、農林水産業における堆肥のことが書いてありますけども、55ページの の中にはそういうことが一つも書いてございません。ですから、先程事務局の方の提案がありましたよう

に、何らかの形でこういう産業面の堆肥の関係も の方にに入れていただきたいと、私はこのように思っております。

井上（一）委員長 他にありませんか。

柴崎委員。

柴崎委員 たびたびどうも済みません。46ページの表現が、皆さんいろいろ申されたわけでございますけれども、問題は町だけではこの事業をやるのは非常に難しいと思っております。それに額が大きいですから。従って、やっぱり県の方にいかに取り上げていただけるかというその知恵が必要だと思っております。そうなりますと、国に対しての理解をいただかないといけません。国のような手続になると思います。いろんな面があると思いますが、そこら辺も研究課題だろうと思います。町も一生懸命メニューを探して、有利なものを探してほしいと思いますが、やはり県や国なりの力をかりないといかんと思いますので、こういうような公の文章は、特に新町の合併というものを達成して新町まちづくり計画の中できちっと謳うのか謳わないのかというのが、行政の捉え方というのが全く違って来るんじゃないかなと思います。理解が得やすくなっていくというふうに思います。従って、先程谷淵議長がおっしゃったように、できるだけいろんな角度からいい知恵を出して、町自身も非常に財政が厳しいんですけど、できるだけ少ない資金でいろんなものを引き出して、そして業者の産業育成というものをやらないかなだろうなと思います。大きな業者は、毎日1日5トン以上を排出するところは、自分で、自社で5,000万前後かけて自社処理をしております。ただ保健所の規定によりまして、5トン未満の場合は、これは別にそういうのが必要ないみたいです。ただ固体と液体の分離は簡単にしなさいということですから、それはやっておりますが、いわゆる零細業者は汚水の処理まではする必要はないというふうな状況でございます、その人たちが困るわけですね。汚水の処理は、東港の中に加工団地がありますが、あれは組合をつくって、自分たちが金を出して行政の応援をいただきながら処理をします。そして、残渣処理場は協同組合でやっていると。そんなことでありますから、やはり我々もよって立たないかと、産業を。それこけちゃったら町がこけちゃいますから。そういう意味で、力一杯県の方の応援を求めるという意味で、ここに若干でもいいからちょっと書いていただけたらありがたいなという気持ちであります。

井上（一）委員長 そうしましたら、どこにどういう字句を入れるかという問題があるんですけども、何かの形で文言を入れるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上（一）委員長 そうしましたら、入れる字句、場所については事務局の方に一任するというので、しばらく休憩をして、その間にその作業をしていただいて、再開のときにその案を示していただくと、そういう形にしたいと思いますが。

そういうことですので、作業をする間、しばらく休憩をしたいと思います。3時10分まで休憩します。

〔休 憩〕

井上（一）委員長 それでは休憩を閉じて再開したいと思います。

先程の件につきまして、事務局長の方から案を示させていただきますので、よろしくお願ひします。

本城委員 それまでにちょっとお尋ねしてみたいことがあるんですが。

井上（一）委員長 じゃ、それを初めにしたいと思いますので。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。きょう、提案されておりますこの新町まちづくり計画の案なんですが、県民局、あるいは県の市町振興課の方とのヒアリングの結果で、文言の一部訂正というんですか、こういうふうにしてはどうかという指導を受けて、文言の訂正は理解できるんですが、確認をしたこういう項目の中に追加をしていくということは、じゃ、今後他の協議の中中でも、そういうふうなことが出てきた場合には、十分に取り上げていただいて協議をしていただくということになるかどうかということ、1点だけ確認をしておきたいと思うんです。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 このまちづくりに限って言いますと、きょうの段階、会議が終わりましても、一応継続という形で最終的には御確認をいただくことになろうかと思えます。と申し上げますのが、実は先程の説明でも若干触れましたけれども、今、県との協議は事前協議という段階でございます。この指摘事項の修正を製本化しまして、県に改めて提出することになるわけですが、この段階で正式協議ということになります。その正式協議を県の政策会議の方で御承認いただきますと、それが最終的に、小委員会になりますか、協議会の中で御確認をいただいて、一応それでまちづくり計画の完結ということになるように聞いております。

なお、きょう出ましたように、今後の協議の中で追加するようなことになったらどうかということですが、それについては、例えば協議会ですと議長等の裁量にもよりますけれども、委員さん等にお諮りしながらその辺は進めていただくことになろうかというふうに考えております。

井上（一）委員長 よろしいですか。

それじゃあ、先程の件、事務局長お願いします。

藤原事務局長 それでは46ページをお開きいただきたいと思えます。水産業の産業振興のところというような御意見もございました。先程生活環境等を初め、2カ所で同じような内容の記述があったわけですが、一応御意見を尊重した形で46ページの水産業の欄に追加をさせていただきたいというふうな考え方をしております。

1行目から続きまして2行目になるわけですが、機能の強化、生産、販売体制の充実、ここで句読点の点を打っていただきたいと思えます。続きのフレーズですが、魚類残渣の適正処理対策に努めます。流してみますと、流通拠点としての機能の強化、生産・販売体制の充実、魚類残渣の適正処理対策に努めます、ということで御提案をさせていただきたいと思えますし、49ページの主要事業の概要のところでございますけれども、中ほどの水産物の流通拠点機能の強化の次に、魚類残渣の適正処理対策の推進という文言にさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

井上（一）委員長 そうしましたら事務局長の提案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上（一）委員長 それでは、他の項目についての御意見はございませんか。
はい。

石垣委員 村岡町の石垣です。財政計画に触れてもよろしいですか。

井上（一）委員長 いえ、文言の方で一遍区切りたいと思ってます。よろしいですか。
文言の方はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上（一）委員長 そうしましたら、普通ではここで御意見がなかったので確認ということになるわけですが、先程の事務局長の説明にもありましたように、再度、県知事の承認ということになりますので、ややこしい言い方になりますが、一応確認しましたが、県から戻ってきたものを再度確認するという意味で継続ということにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上（一）委員長 それでは、そういうことでよろしく申し上げます。
続きまして、今、質問に出かけておりました財政計画の方に移りたいと思います。
質疑のある方はお願いしたいと思います。
石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。今回、10年間の歳入歳出の財政計画、これはきちっとこのとおりいけるとは思っておりませんが、この中で歳出の投資的経費が、初年度、17年、18年度が突出して30億とか42億というような金額が載っておるんですが、最

重点課題として、3町がそれぞれ1点ずつ出してあるわけですが、恐らくその最重点課題を実現するためにということで、ここに突出した金額であろうというように判断したんですが、その辺の質問といいますか、御説明をお願いしたいということと、それから歳出のこの積立金が、平成24年度に16億、反対に投資的経費が9億2,700万というように、逆に投資的経費が断トツにその年は少ないというような数値になっておりますので、その辺の問題等の説明をしていただけたらなというように思います。よろしくお願ひします。

井上(一)委員長 事務局長。

藤原事務局長 まず、17年、18年の投資的経費の関係でございますけれども、はっきり年次が示されておりますのは、庁舎の関係につきましては17年度、18年度ということで、これまでも公式の場で発表されておりますし、そういうふうな説明をさせていただいておりますけれども、他の最重点課題の事業につきましては、これまで財政計画、合併前半の中で考えさせていただくというふうなことでの会長等の御発言がございます。具体的な年次は私の段階では明示できませんけれども、少なくとも各町が考えておられる計画年次には上がるとという御理解をいただければよろしいかというふうに思っております。

また、次の24年度の投資的経費、あるいは積立金の関係でございますが、説明の中でも触れましたように、積立金の16億の関係につきましては、この合併特例債の基金造成に対する財政措置として、この3町の合併の場合には約16億円の特例債が基金造成によって可能であるというふうなことから、比較的財政運営に余裕と言ったら語弊がありますがけれども、前半の厳しい時期に比べますと、5%の一般財源を充当しても、この特例債の活用が可能になるということを考えまして、この時期に16億の造成を考えさせていただいております。逆に投資的経費が9億というふうな、他の年度に比べて減額になっておるわけでございますけれども、この積立金の16億と合わせて考えていただくようなことで御理解をいただければというふうに考えております。以上でございます。

井上(一)委員長 中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。単純な質問ですけども、5、6点教えていただきたいと思います。一部、石垣委員の質問ともダブることがあるかと思いますが、もう少し丁寧をお願いしたいと思います。

収支見通しの中で、まず歳入ですけども、地方税がいわゆる10年間、1751ということで固定をされております。例えば固定資産税一つとっても、評価替え、負担調整率の関係で何ぼかは見込めると。ただし、償却資産の場合には下がっていくということがありますけども、その辺をどのようなお考えで固定させたのか、その辺をお伺いしたいということが1点と、使用料及び手数料の中で、旧慣使用权に基づく縁故使用地の使用料を見込んでいるのかどうか、この辺の確認をさせていただきたいと思います。

それから先程石垣委員との質問とダブるわけですけども、平成24年度、歳入の方では地方債が2454、基本的には投資的経費を上回る起債というのはあり得ないということなんですけども、先程の説明でいわゆる地方債、24年度には合併特例債を借りて積み立てをするんだということですけども、16億積むのに投資的経費が少ないと、平年ベースに比べて非常に少ないと。この辺を積立金をもう少し削って投資的経費に回すことができるのか、その辺の見解を賜りたいと思いますし、次に各町の最重点課題事業は、合併後、前期5年間の事業計画に盛り込むとあるわけでございます。投資的経費の状況を見ますと、平成20年までにいわゆる傾斜配分をされているわけでございます。これを逆に推測しますと、平成17年度から20年度までの4年間にこの各町の最重点課題事業が完了するというところで理解していいのかどうか、これの確認をお願いしたいと思いますし、もう1点ですけども、人件費の算定で職員の退職補充、これは何%ぐらい見込んでいらっしゃるのか。ついでですので、公債費における起債償還の利率を、ちらっと聞いたところでは平均1.8%というふうにお聞きしたんですけども、その辺の確認をさせていただきたいと思います。以上です。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 内容、事務的な関係につきましては、また担当の方でお答えをさせていただきたいと思いますが、まず平成24年に投資的事業が極端に少ないという中で、積立金との関係の御質問があったわけですけども、一応財政計画上では24年に一度に積み立てるような計画をいたしておりますけれども、最終的には首長さんの御判断で1年

になるか、あるいは前後の年と2回に分けてということになるのか、その辺は最終的にはわかりませんが、先程申し上げましたように合併前半の比較的財政状況が厳しい時期をクリアした段階で、こういった有利な財源措置がありますので、活用したいということで挙げさせていただいております。ただ、この積立金につきましても、先程申し上げましたように5%の一般財源が要るわけございまして、その辺の投資的経費とのバランスについては、また首長の御判断が最終的には必要になるかなど。とりあえず財政計画の上でこういう形をとらせていただいたということでございます。

後、地方税ですとか、使用料、手数料の縁故地の関係、退職補充の関係、傾斜配分等の関係、それらについては、担当の穴田の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

失礼しました。重点事業が4年で完結するかということでございますが、その辺、先程申し上げましたように、これまでから合併前半という言い方でしかしておりませんが、先程申し上げましたが、各町が希望されている年度に一応実施できるような財政計画を現在は組ませていただいております。

穴田係長 失礼します。まず地方税のことが出ました。先程も県等のヒアリングを受けさせていただく中で、5月から始まりまして、8月の前半だったと思うんですけども、それが最後のヒアリングを受けさせていただきました。計4回受けさせていただきました。その中でも、前段で説明させていただいたとおり、一定額、明らかに見通しがつくものにつきましても、その額を計上しておりますけれども、増減理由、増額のものもあるし減額のものもあると。見通しについて明らかでないものについては、決算額及び過去の推計を参考に計上するというような方向にしております。

それから使用料、手数料の関係ですけれども、それも従来の決算額等を参考にさせていただきながら、この額を計上させていただいております。

それと先程の重点課題の事業についてですが、5年以内に完了ということで御理解をお願いしたいと思います。

それから地方債の借り入れの利率は、1.8で計算をさせていただいております。

それから人件費の関係ですけれども、新町において適正化計画を策定するというようなことになっておりまして、財政計画上ではかなり厳しい見方をさせていただいております。当初3年間等につきましても、かなり圧縮をさせていただいております。この人件費については、当然、先程も説明させていただいたとおり三役さん等の人件費の減額分、それと

議会の方の減額分、行政委員等の減額分も合わせて積算をさせていただいております。以上で説明終わります。

井上（一）委員長 谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。先程石垣委員が言われましたように、投資的経費で平成17年、18年は増えているのは、3町の重点施策というか、拠点事業というふうな形の中でというように理解するんですが、一方歳入で、その他の歳入で17年度は12億3,200万円、18年度が14億7,200万円。大体歳入全般の8%を示しとるように思っています。このその他の項目で、このような大きな金額の中には、歳出の関係で、いわゆる合併特例債の関係ではないかというふうに考えるんですが、その辺のところもはっきりと、後はずっとあのものになっとるんで、その2年間について特に突出した金額が出てるんで、その辺の説明を求めてみたいと思っています。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 歳出のところでも、17、18が投資的経費、多いということの話をさせていただいたんですが、庁舎建設の関係が17、18年度と予定されておる中で、補償費がこの2年間に約6億、収入があるというように聞いておりますので、その分が含まれております。

参考までに申し上げますと、このその他には、財産収入、それから寄附金、繰越金、諸収入等の歳入の項目が基になっております。

井上（一）委員長 他にありませんか。質問、御意見ありましたら。

井上委員。

井上（源）委員 村岡町の井上です。歳入について、地方税がずっと17年度から26年度まで、これ均等にずっとこういうふうな形で歳入が保証できるのかどうか。そういう見通しが少し、その反面、歳出については繰出金の扱いが数字合わせになっていないかという。例えば下水道、国民健康保険、介護保険事業などへの特別会計への繰出金等につい

では、若干そのあたりが数字合わせで、この計画が立っているような感じがいたしますが、私の思い違いかどうかわかりませんが、ちょっとお尋ねしてみます。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 歳入のところで、先程穴田の方が御説明をさせていただきましたが、基本的には15年度の決算がベースになっております。その中で際立って増える要素のあるもの、減る要素のあるものについては、先程申し上げましたように、補償費等の関係については増やさせていただいておりますけれども、通常、多少の増減の関係につきましては、特にその辺の見通しというのがつきませんので、あくまでも15年度の決算がベースになつとるといふ御理解をいただきたいと思っております。

井上（一）委員長 井上委員。

井上（源）委員 この15年度のペースを基本にとは言いながら、3町の経済情勢というものは、そう明るい見通しはないというふうに私たちは思えるんです。そういった点で、非常に厳しい歳入に対する歳出の対応が迫られてくるのではないかというふうに、次の世代に負債を抱えてというか、そういうふうな安心して暮らせるような合併にしておくためには、その辺ももう一度十分精査していただいて、予算そのものに対する厳しい対応をお願いしたいなということ、私の希望として申し上げておきます。

井上（一）委員長 他にありませんか。

吉田委員。

吉田委員 美方町の吉田です。まず、全体的なことの中で、基本的に多分つくった指標として財政指標というものがいろいろと言われてます。その中で1点お聞きしたいのが、要するに起債制限比率等、その辺をどういうふうに勘案しとるのかということをお聞きしたいということ。それと経常経費をどのように勘案されているのか、また、どのような推移になっていくのかお聞きしたいと、このように思います。

それと歳入の方なんですが、地方債、これはいろいろな財源はあろうかと、このように

思っておるんですけど、その中にごみ、汚泥関係の大きな問題も含まれておると思うんですけど、それはきっちりと入っておられて、何年頃まで借りるような話でこれが組み立てられているのか、お聞きしたいということです。

それともう1点、歳出の方の補助費等、これにつきまして、基本的に確認事項の中に三セク関係の確認があったと思うんですけど、それは新町に引き継ぐと、このようになっておると思うんですけど、現状はそれぞれ各町ばらばらな委託料であったり補助金であったというふうなこともあるんですけど、三セクに係る委託料、補助金等はこの中にきっちりと入っておるのかどうかお聞きしたいと、このように思います。

それと人件費の項なんですけど、基本的にこのことを言いますと、人件費等、減少する部分はいいんですけど、その中でどうも一般職的なことしか書かれていないんですけど、定員管理の適正化を図りということの中に、もっと具体的に言いますと、臨時職員等の待遇等どういふようになっておるのかお聞きしたいと思ひますし、また、嘱託職員というものの、特に美方町の場合には、保育士さんが嘱託職員という立場で、これは政策的な部分で正職にしてないという部分があるんですけど、この辺のことをどのように見られておるのかどうかということ。

それと健康増進施設重点施設につきまして、我々は主張しておるわけなんですけど、これにも当然経費等要ると、このように思われるんですけど、それはきちっと見詰められているのかどうかということをお聞きしたいと、このように思ひます。

それと当然、地方債の中で、特例債のみではなく過疎債というものも含まれていると思うんですけど、今後、特に事業として多く要るなと思ひますのが、具体例を挙げてどうかと思ひますが、香住町さんの場合が下水道がまだこれから整備されていかなければならないという課題を残しておるわけです。そうしますと、当然行政としてはなるべく一般財源に負担がかからない地方債の借り方をすると思うんですけど、そうしますと、過疎債というものが今度、新町には適用されると、このように思つておるんですけど、そういうものも当て込んでおるのかどうかということもお聞きしたいと、このように思ひます。

井上（一）委員長 事務局長、お願ひします。

藤原事務局長 いろいろ御質問いただきましたが、順序が前後するかもわかりませんが、お許しいただきたいと思ひます。

まず、ごみの関係ですけれども、これはまだ公式的には何年度に幾らというような、あるいはこの3町の場合ですと幾らという発表はないわけですけれども、これまでいろんなデータを参考にする中で、関係します協議会で調整しております金額をこの財政計画の上では挙げさせていただいております。

それから三セクの委託料の関係でございますが、補助費等につきましても、もう基本的には15年度ベースになっとるわけでございますけれども、合併後の財政が厳しい中での削減というものも当然考えておりまして、この補助費等にかかわりますいろんな補助金については、数種類のランクに分けまして、一定の方向性に基づいた予算を措置するような考え方をいたしております。

それから起債制限比率の関係でございますけれども、一応財政計画の上で試算しておりますのが、平成17年度が18.6、因みに16年度が18.4でございます。合併後10年間を見ますと、平成19年の19.1をピークに、後年度、漸減で減ってくるという計画になっております。当然、御存じのようにこの財政計画には、この3町の場合これまで一部事務組合で運営しておりました矢田川流域衛生一部事務組合の関係も入ってきますので、こういった率になるということでございます。

それから経常収支比率の関係でございますけれども、この合併後10年間の経費について、なかなか臨時的経費、経常的経費の区分と申しますか、その辺が大変な作業に実はなるわけございまして、正直申し上げまして、その辺の数値については具体的には出しておりません。きょうの時点では出しておりません。

それから健康増進施設の運営費用的なものにつきましては、これまで若干述べさせていただいた場面があったかもわかりませんが、一応経費を見込んだ計画になっております。

それから地方債の中身でございますけれども、当然特例債以外にもいろんな起債がございます。そういった中で、財政運営上その時点で最も有利な起債の充当が当然考えられますので、そのような御理解をしていただければというふうに考えております。

人件費の関係でございますけれども、これまで御確認いただきましたように、この財政計画の上でも臨時職員の賃金につきましては物件費に相当するわけでございますが、一応合併時には、本庁臨時職員に係ります経費については整理をさせていただいております。なお、嘱託は継続という確認をいただいているとおりでございます。

もし漏れているところがございましたら、申しわけございませんが御指摘いただければ

というふうに思いますのでよろしく願いいたします。

井上（一）委員長 吉田委員。

吉田委員 美方町の吉田です。大体は答弁していただいたと、このようには思っどるんですけど、確認をしたいと思います。

起債制限比率、前の庁舎の小委員会のときに18.何%というものが示されて、多分それで財政が組めれてるということは、ある程度起債制限比率が高くていけると、それは大丈夫だなと確認したときにオーケーだという答弁はいただいておりますんで、そのとおりに信じておるんですけど、それを再確認したいと。普通我々考えているのは15%を超えたらもう厳しいと、このような認識しかないんで、再度そこを強く確認したいと、このように思います。

それと先程の補助費等について、歳出の。その中で三セクを特に取り上げたわけなんですけれど、新町に引き継ぐと、このような確認をされて、当然新町に引き継いだ後、いろいろな部分での新町での政策的な関係、また、整理統合しなければならないという部分があるんですけど、特に三セクについて、基本的に全体会の中でも官から民ということで考えていかなければならない、また、きちとした形での整理もしていかなければならない。その辺をある程度言われた委員さんもありますけれど、基本的には新町に引き継ぐと、このようなことになってるんで、ランクに分けて予算措置をしたというふうなことになってるんですけど、その辺のことに、もう少し具体的にどういうふうにしとる、また、三セクについては見ると。とりあえず今の状況で、最終的には減らされたりなんかする可能性があるんですけど、今の現状を肯定しながらやってるのかどうか、その辺も再度お聞きしたいなと、このように思います。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 まず起債制限比率の関係でございますが、一般的にこの合併に際して財政計画を作成する際の基本的な考え方としましては、14%未満で抑える指導が当初はございました。ただ、一部事務組合等を直営する中で、あるいは非常に厳しい歳入の見方をする中での財政状況を考えまして、この3町の合併協議会の場合は14%を超える、今言

いましたように合併後のある年では19.1%という高率になつてはるわけですが、そういうことを県の方でもヒアリングの段階で、いろいろ厳しい御指摘はございますけれども、起債の事業を行うことは可能であるということは聞いております。ただ、これが20%を超えますといろんな制限が出てきます。そういった中で、少なくともそういったことは避けなければならないというような考え方の中で財政計画をつくっております。

先程補助費等の関係で、全体的には非常な厳しい見方をする中で、補助金等を何種類かに分けて、その方針に基づいた予算的なことを合併後は考えていかななくてはならないということで現在おるわけでございますけれども、今御質問ありました三セクにつきましては、一応見直しをするという中に含んでおまして、現在のものがそのままいくかどうかということについては、この場での明言は差し控えさせていただきたいと思っております。少なくとも見直しの分類に上げさせていただいております。以上でございます。

井上（一）委員長 本城委員。

本城委員 美方町の本城です。2点ちょっとお伺いしたいんですが、1点目は歳入の中で地方債、この中にはもちろん特例債、過疎債その他の起債が入るわけですが、この10年間で特例債をいかほど見込んでおるのか。今まで、一説には96億が可能な数字だというふうには聞いておりますが、いろんなことから考えますと、96億はおろか80億も借りることは無理ではないのかなというような思いがするんですけども、特例債をこの10年間で幾ら見込んでおるのか。それと2点目は、もちろんこの地方債の中に過疎債も入るわけですが、この10年間で過疎債を幾ら見込んでおるのか。この2点についてお伺いしたいと思っております。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 ただいま御質問ありました特例債と過疎債の合併後10年間の関係でございますけれども、まず、特例債につきましては約77億でございます。それから過疎債につきましては約22億、とりあえず計画上は見込みをさせていただいております。以上でございます。

井上（一）委員長 他にありませんか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。特例債が約77億、そして過疎債が約22億。ざっとこれで100億ですね。そうしますと、地方債が10年間で200億ちょっとということになると思うんですが、あと100億というものがその他のいろんな起債を考えていくというふうに理解をしてよろしいのかどうか。

それと歳出の投資的経費、これが地方債との関係を考えますと、差がざっと25億8,000万、26億ほどになると思うんですが、これが10年間で一般財源を適用していかなきゃいかん。そして、これ以上に約10%、あるいは起債によってはもう少しというふうなことになるとは思います。一般財源としてこの投資的経費の中で合計でどのぐらい見込んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 とりあえず1点目の、地方債の総額と比較して先程特例債と過疎債の額を御報告申し上げたんですが、本城委員言われますように、後は他の起債、当然充当を考えているということで御理解をいただきたいと思います。

それから投資的経費の10年間の一般財源の総枠でございますけれども、約27億でございます。

井上（一）委員長 他にありませんか。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。まず1点ですけども、合併後の財政運営を少しでも安定させるということで、各町合併時に財政調整基金、これを何ほか持ち寄ろうという話があったわけですけども、その辺、どの辺まで協議がなされているのか。例えば標準財政規模の何%程度ということで協議がなされているのか。もし差し支えなければ教えていただきたいということと、もう1点は、先程から皆さん心配していらっしゃる起債制限比率、これを少しでも柔軟に対応するために、例えば減債基金を少しでも持ち寄れない

か、多分無理だと思いますけれども、また、合併後にその減債基金を積む計画がないのか。これで見ますと基金は23年までゼロになってますけれども、そういう考えは全くないのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 まず、持ち寄りの関係でございますけれども、町長会でも詰めの段階にはなっておりますけれども、まだ最終的には幾らということにはなっておりません。

それから繰り上げ償還の関係でございますが、実はこの前の合併三法の説明会のときに総務省の市町村課長が講師としてお見えになっただけですが、その関係も御質問した中で、政府資金については繰り上げ償還というのは、これまで繰り上げ償還したような例もあるようですけれども、なかなか現実では難しいということございまして、可能性としては、縁故債の関係については可能性があるようございましてけれども、この財政計画の上では、現在そのような考えでの計画はいたしておりません。いずれ合併しまして、そういったことの必要性が生じましたら、できるだけ後年度の財政が少なくとも安定といえますか、財政運営状況を見る中で、そういったことも当然考えていくことも発生しようかというふうに考えております。

井上（一）委員長 他にありませんか。

吉田委員。

吉田委員 美方の吉田です。1つ、平成24年度に16億を借金をして基金を造成することについて、ちょっと質疑をしたいと思うんですが、基本的にこれは例の地域振興のための基金造成と、このようになって、多分、その利ざや等で地域振興をやっていこうと、このような考え方ではないかと、財政調整基金とは違うというふうに私自身は認識してるんですけど、それをする必要はあるのかなのか、借金してまで、という単純な疑問が出てくるわけなんですけど、確かに特例債ですので、95の70ということで、それを掛けたら何%かは国の方が見てくれてる、原資をというふうなことで、一般財源の持ち出しは少ないというふうには思うんですけど、この利率等を考えた場合に本当に借金までしてやっていいのかどうかというふうな単純な疑問が出てくるんですけど、その

辺をあえてここに16億を借金して基金造成をしようというふうなことになった理由を教えてください。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 少なくともこの基金の関係につきましては、今、吉田委員おっしゃいましたように、市町の地域振興的なソフト事業に充当する基金でございます、その果実の運用ということが言われております。なるほど5%の持ち出しと、それから交付税措置以外に当然償還の負担があるわけですが、やはり総合的に考えた中で有利な財源ということで、現段階では造成を考えさせていただきました。まだ不確定な要素でございますので、こういう場で発言するのはいかがかとは思いますが、この基金の活用と申しますか、それにつきましては、全国でこういったレートの低い状況の中でなかなか果実運用ではその実が上がらないというようなことで、何とか原資が使えるようなことにはならないかというような質問と申しますか、要望がたくさん出ておるようでございまして、少なくともこれまで聞いております中では、その辺も検討していただいと申すようなことで、我々としては理解をいたしております。以上でございます。

井上（一）委員長 中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。先程の、いわゆる16億積むよりももっと投資的経費を増やした方がというのは、今の吉田委員の考え方が根底にあるわけでございます。単純に計算しますと、1.8の利率で起債償還をしていくと。多分、果実運用ということになると、利息が、預ける方は0.23ぐらいだと思いますので、単純に考えても起債償還、利子の方がかなり預け入れ利子も上回ると。その辺を承知の上でこういう財政計画を立てられたのかどうか、再度確認をさせていただきたいと思っております。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 あえてお答えさせていただきますけれども、十分その辺の現状を認識する中で、現段階としましてはこういった基金造成をすることでの考えで計画をつくってお

ります。

井上（一）委員長 他にありませんか。

吉田委員。

吉田委員 先程の今の件なんですけど、どうも事務局と私の考え方が合わないような状況ですんで、基本的にはどうもそのことについては私は疑義を持つんで、本当に皆さん、きちっとどういう意見をお持ちなのか。確かに基金造成をするということは、一見ありがたいような気もするんですけど、借金までして本当にそういうふうな基金を、要するに果実だけの話、先程原資も使えるような話をしとったんですけど、そうするとさらに果実が十分なことにできないというふうな、あくまでも財政調整基金ではないということを考えるなら、この件についてはちょっと再考するべきじゃないのかなというふうな、私は今、深く聞いてないんで、いいとか悪いとかいうふうな思いははっきりは言えないんですけど、何かそういうふうな感覚になってます。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 先程も申し上げましたように、この財政計画を組む上では、合併前半の大変厳しい中で、合併5年経過した時点では、若干基金造成できる余裕的なものもございまして、積み上げておるわけでございますけれども、財政計画の上ではあくまでもそういうことで計上しておりますけれども、実際の運用ということになりますと、これも先程申し上げましたが、そのときの首長の御判断で、当然その時点での状況判断が必要になってこようかというふう考えております。

井上（一）委員長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。1点ちょっとお伺いしたいんですが、この地方交付税、ここに平成17年度64億5,100万、これからずっと来とるわけですが、第5回でしたか、6月16日のまちづくり小委員会の中で、参考資料2として出されたものから見ると、2億、あるいは年度によっては3億も多い金額が提示されておるんですが、もちろ

ん、その時点では6月8日時点における協議中のものであるというふうに注意書きがされております。それ以後、この地方交付税について増額になるような話があって、このような金額になっておるのかどうか、お伺いしたいと思います。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 詳しい説明はまた担当の方でさせますけれども、現在の財政計画はこの16年度の7月の本算が確定しました段階での数字をとらえております。詳細については担当の方から御説明をさせていただきたいと思います。

穴田係長 失礼します。事務所の位置等検討小委員会で示させていただいた一般財源ベースの財政計画の中では、一般財源ベースということで積み上げさせていただいておるんですけども、それ以降に前段で説明をさせていただきました16年度の交付税の本算定がございまして、その本算定によって新たに積算をし直しているということになっておりまして、それから以降、またヒアリングを受けさせていただいて、この数字になっております。以上です。

井上（一）委員長 他に。

井上委員。

井上（源）委員 一つだけお尋ねします。3町の地域拠点づくりの関係ですね、そういった点についての、事業が終了すれば、けど拠点をつくったことによって採算面からいって赤字が累積していくという場合、そういうふうな部分についての取り計らいは、どういうふうに予算の面で対応していかれるのか、ちょっとこのところだけお尋ねしておきます。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 予算組む段階では、当然そういった関係については十分考慮して予算を組むことになろうかと思いますが、この財政計画の上では赤字を想定したような形でのものは考えておりませんので、財政計画と予算組む段階での考え方というのは若干ちょっと

考え方も変わってくるんじゃないかというふうに思っております。

井上（源）委員　それで、事業を進めていくために、ずっと引き続いてそういうふうな形の中で対応していくのかということも出てくると思いますね。例えば村岡町の福祉施設はつくってしまえばそれで終わるわけですけど、そうでなくして、ずっとその施設があるためにという、近隣のそういう施設を見ても非常に経営の面ではなかなか厳しい面があります。そういったことも十分お考えの上で財政計画も立てていかれるんじゃないかというふうに思いますが、そのあたりはやっぱり10年間というか、年度ごとに一応立ててあるわけですから、その辺そういうことも考慮してあるのかどうかということ。

井上（一）委員長　事務局長。

藤原事務局長　先程申し上げましたように、財政計画の上ではそういった赤字を想定した上での計画はいたしておりません。当然、今後、合併後の町財政を考えていく中では、例えば三セクのところでも御意見がありましたように、整理する等の見直しも必要ではないかというようなこともあったわけでございますけれども、運営経費が収入に対して大幅に多いと、それが住民の福祉の向上と考えると、やむを得ん廃止というようなこともその時点時点では考えてくるものも当然あるかもわかりませんが、今の段階での計画の上ではそういった見方での計画はいたしておりません。

井上（一）委員長　他にありますか。

〔質疑なし〕

井上（一）委員長　もうないように思いますので、この部分も、財政計画も全体の新町のまちづくり計画の中の一部になっておりますので、先程の文言の修正と同じように、一応承認したけども継続審議ということにさせていただきたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上（一）委員長 事務局長、何か他にありますか。

藤原事務局長 ありがとうございます。

改めて御案内をさせていただきたいと思っておりますけれども、きょうのこのまちづくり計画、県の指摘事項の文言訂正、それから最終的には財政計画を御報告させていただいた中で、現段階では一応御承認といえますか、一応これでよからうという確認をいただいたわけでございますけれども、これをもって県に最終的に提出させていただきます。これが正式協議の基になります。この正式協議の基をもって、今月末に予定されております県の政策会議で御承認いただければ、そのものをもって、今度は最終的に御確認をいただくということになってくる予定でございます。

ただ、きょうも、この関係で協議会で協議していただくのか、あるいは小委員会で協議していただくのか、正副委員長さんと御相談させていただいたわけでございますけれども、やはり道を踏むべきというようなことがありまして、きょうは一気に協議会に行かずに小委員会を持たせていただいたような次第です。ただ、次回ということになりますと、先程申し上げましたように県の承認をいただいた内容の御提案で確認をいただくということになりますので、最終的には正副委員長さんとのまた御相談になりますけれども、場合によっては小委員会を省略させていただいて、一気に協議会の中で御協議をいただくことになることも想定されますので、その辺の御理解をひとつお願いをいたしたいと思っております。

井上（一）委員長 吉田委員。

吉田委員 美方町の吉田です。全体会の議長としてちょっとお聞きしたいんですけど、本日、これから予定されてる協議68号にその件が上がってきとるんですけど、それはどういうふうなことになるのか。確認ということになるのか。今のまとめですと、何か県の最終の案をもって最終確認と。要するに大筋では了解していただいてということになると、継続協議と、このように思われるんですが、その辺どうも釈然としない部分があるんですが、基本的には確認ということにはならないと思うんですが。

井上（一）委員長 事務局長。

藤原事務局長 吉田委員おっしゃるとおりで、次の協議の関係につきましては、ただいまの小委員会の報告をもって、報告をさせていただいて、正式に協議第68号ということで御提案させていただく予定にいたしておりますけれども、それも継続ということになりますので、またそのような進行でお願いいたしたいと思っております。

井上(一)委員長 以上で本日予定しておりました議題が終了しましたので、これをもちまして、大変予定したよりも長い時間かかりましたが、第8回新町まちづくり計画検討小委員会を閉会いたします。御苦労さまです。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
新町まちづくり計画検討小委員会

委 員 長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員